

平成30年第4回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成30年12月4日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 山岡 敏	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 松田 和代	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	楮山 素伸		
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総務課長	吉村 良昭
税務課長	吉田 彰宏	住民課長	辻井 弘至
健康福祉課長	岡田真地子	人権同和対策課長	長岡 康
農政課長	寺田 充宏	産業建設課長	堀川 雅央
上下水道課長	石橋 史生	教育次長	吉田 一弘
会計管理者 職務代理	溝本 貴宏		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）

第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について）

第5 議案第1号 安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について

第6 議案第2号 安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について

第7 議案第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について

第8 議案第4号 平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について

第9 議案第5号 平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） それでは、ただいまより平成30年第4回安堵町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は、10人です。
定足数に達しておりますので、平成30年第4回安堵町議会定例会を開会いたします。
西本町長より、招集の挨拶がございます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） はい。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

今年も残り僅かとなり、これから何かと慌しくなっております。
そんな折、ようやく安堵町にも初冬の風情が漂ってまいりました。
さて、今年一年を振り返りますと、台風や地震などの自然災害が多く発生した年でもあり、それらの災害により犠牲になられた方々や被害に遭われた方々に対し、心から御冥福をお祈りし、またお見舞いを申し上げたいと思います。
さて、今年も町内9か所で行政運営報告会を開催させていただきました。
今回は、特に災害対策と避難体制に重点を置いた意見交換を行ったところです。住民の皆様方の危機管理の高さを改めて認識し、更にきめの細かい対応を検討してまいりたい、このように考えているところでございます。
加えまして、今年には明治維新から150年の記念すべき年でもあります。
トーク安堵カルチャーセンターの文化講演会や明治大学でのシンポジウムなど、安堵町の知の系譜を全国に発信させていただきました。

明治大学でのシンポジウムにつきましては、議員の皆様方におかれましても参加をしていただきまして、大変心強い思いをしているところでございます。

加えまして、植松三十里先生の執筆による小説「大和維新」が、新潮社から出版されたことは特筆すべきことでございます。そのような折ではございますが、平成30年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多忙のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、平成30年度補正予算の専決処分の報告案件が2件、条例の一部改正、平成30年度補正予算などの議案が5件、合計7件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

報告第1号は、台風第21号の被害により早急に施設改修及び修繕を行う必要が生じたため、専決処分をいたしました、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）の承認を求めるものでございます。

報告第2号は、トーク安堵カルチャーセンターにおいて早急に補修工事を行う必要が生じたため、専決処分をさせていただきました、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、安堵町福祉保健センターの施設について、使用料を徴収するための「安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に、議案第2号は、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例に対応するための「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に、議案第3号は、「山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について」でございます。地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号「平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について」は、平成30年度新規採用職員を含む、異動に伴う人件費の財源更正と会計年度任用職員制度に対応した例規整備委託費、平成31年4月7日執行予定の県知事・県議会議員選挙準備に係る経費、地方税共通納税システムの電子申告等に対応するための基幹システムの改修費、障害者地域生活支援事業の増加に伴う経費、旧庁舎跡地の埋設物撤去整備費及び岡崎地区道路整備費のための増額補正でございます。

次に、議案第5号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について」は、人件費が増加したための補正でございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(西本町長 降壇)

議長（森田 瞳） 挨拶が終わりました。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、1番 山岡敏議員、2番 浅野勉議員を指名いたします。

両議員には会期中、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間にしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課 富井でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）」御説明させていただきます。

今回の補正につきましては、一つ目といたしまして、9月4日に発生をいたしました台風21号の暴風雨により、町施設におきまして雨漏り及び破損等の被害が生じ、早急に予算措置し対応する必要があるため係る経費の増額補正でございます。

今回、改修施設箇所といたしましては、福祉保健センターの雨漏り、そして所長室及び食堂前花壇撤去と外壁コーキング打ち替え工事、改良住宅の外向構造物、雨戸、ベランダ等の破損に伴う修繕工事及びトーク安堵カルチャーセンター防水シートの改修工事、安堵小学校の駐輪場屋根の破損に伴う改修工事でございます。

二つ目といたしましては、平成31年度に改正予定の福祉医療制度における未就学児の医療費助成のシステム改修が必要とされ、関連の外部機関とのテスト等も一定期間を要するため、早急に予算措置し処理する必要が生じたので、係る経費の増額補正でございます。

なお、専決日におきましては破損被害状況等、必要経費が確定をいたしました9月21日とさせていただきます。

また、福祉医療システムの改修につきましても、ガイドラインが県より示され、システム改修の使用が確定をいたしました同日とさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ815万1,000円を増額し、歳入歳出総額を37億3,790万6,000円とさせていただきます。

それでは、詳細を補正予算書により説明をさせていただきます。

補正予算書9ページ、10ページをお開きください。歳出についてでございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費におきまして、施設改修工事費といたしまして1,620千円の増額補正でございます。

次に、福祉医療改修委託料として1,674千円の増額補正でございます。

こちらは、県費2分の1補助、残りを繰越金で充当いたします。

続きまして、7款 土木費、4項 住宅費におきまして、改良住宅改修工事費として3,971千円増額補正でございます。

9款 教育費、1項 教育総務費におきまして、トーク安堵カルチャーセンター施設改修工事費として648千円の増額補正でございます。

2項 小学校費におきまして、駐輪場屋根改修費として238千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

14款 県支出金、2項 県補助金におきまして、福祉医療電算システム整備費補助金として837千円の増額補正でございます。

次に、17款 繰越金、1項 繰越金で、7,314千円を増額補正し充当させていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成30年12月4日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に、専決処分書を朗読させていただきます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分する。

平成30年9月21日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,737,906千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月21日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部。

14款 県支出金、2項 県補助金、補正前の額42,705千円、補正額837千円、計43,542千円。

17款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額144,104千円、補正額7,314千円、計151,418千円。

歳入合計、補正前の額3,729,755千円、補正額8,151千円、計3,737,906千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出の部。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額587,589千円、補正額3,294千円、計590,883千円。

7款 土木費、4項 住宅費、補正前の額41,079千円、補正額3,971千円、計45,050千円。

9款 教育費、1項 教育総務費、補正前の額118,743千円、補正額648千円、計119,391千円。

2項 小学校費、補正前の額39,064千円、補正額238千円、計39,302千円。

歳出合計、補正前の額3,729,755千円、補正額8,151千円、計3,737,906千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
討論を省略して、採決いたします。
これより、報告第1号を採決します。
本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第4 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について）」を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） それでは、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について）」御説明させていただきます。

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について、今回の補正理由につきましては、トーク安堵カルチャーセンター北西側外壁のレンガの剥がれが、建物定期検査時に確認をされ、広範囲にわたり崩れ落ちる危険性があるため、早急に予算措置し対応する必要が生じたので、係る経費の増額補正でございます。

なお、専決日につきましては、状況を把握いたしました11月5日とさせていただきました。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ62万1,000円を増額し、歳入歳出総額を37億3,852万7,000円といたします。

それでは、詳細を補正予算書により、御説明をさせていただきます。

補正予算書9ページ、10ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

9款 教育費、1項 教育総務費におきまして、トーク安堵カルチャーセンター施設改修工事費として621千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただき、7ページ、8ページをお願いいたします。

17款 繰越金、1項 繰越金で、621千円を増額補正し充当させていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成30年12月4日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に、専決処分書を朗読させていただきます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり専決処分する。

平成30年11月5日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,738,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月5日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部。

17款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額151,418千円、補正額621千円、計152,039千円。

歳入合計、補正前の額3,737,906千円、補正額621千円、計3,738,527千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出の部。

9款 教育費、1項 教育総務費、補正前の額119,391千円、補正額621千円、計120,012千円。

歳出合計、補正前の額3,737,906千円、補正額621千円、計3,738,527千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略して採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長(森田 瞳) 日程第5 議案第1号「安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(岡田眞地子) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。岡田健康福祉課長。

(岡田健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長(岡田眞地子) おはようございます。健康福祉課 岡田です。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

公の施設の運営等の行政サービスの提供には、光熱水費、維持管理等に多くの経費が掛かります。

これらの経費について、受益者が応分の対価を負担することで、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、安堵町福祉保健センター条例の一部改正を行うものであります。

内容といたしましては、安堵町福祉保健センター施設利用料の徴収のための事項、条例改正に伴う所要の規定の整備、条ずれによる改正及び第6条関係、利用料別表の追加でございます。

施行日は、平成31年4月1日でございます。

それでは、議案書4枚目をめくっていただけますか、新旧対照表を御覧ください。

下線部分につきまして、条例中の「承認」を「許可」に改めます。

第2条第3号中、「その他」を削り、同条に次の一語を加えます。

(4) その他町長が必要と認める事業

第3条第1項中の「センターの」の次に、「別表に定める」を加え、次のページ1枚めくっていただいて、同条第2項に、次の一号を加えます。

(5) 営利を目的として使用するとき。

もう1枚めくっていただきまして、第6条を第11条とし、第5条を第10条とし、1枚戻っていただきまして、第4条の次に、次の5条を加えます。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 第3条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用权を譲渡し、もしくは他人に使用させ、または目的以外に使用してはならない。

(使用料)

第6条 全ての使用者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第7条 町長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める特別な理由があるときは、その使用料の全部または一部を返還することができる。

めくっていただきまして。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、センター使用を終了したとき、または第4条の規定による処分を受けたときは、直ちに、原状に回復しなければならない。

附則の次に、次の別表を加えます。

めくっていただきまして。

別表（第6条関係）

施設及び使用料

施設時間区分は、午前は9時から12時、午後は13時から17時、全日は9時から17時の区分で読み上げます。単位は円でございます。

視 聴 覚 室 4,000/6,000/10,000

小 会 議 室 800/1,500/2,300

集会室（和室）1,500/1,800/3,300

運動指導室（会議室）1,500/1,800/3,300

栄 養 指 導 室 4,500/5,000/9,500

備考 安堵町の住民以外の者が使用する場合は、上記区分の100分の130に相当する額とする、とします。

それでは、一番最初の議案書を朗読いたします。

議案第1号

安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について

安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年12月4日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田眞地子） めくっていただきまして、ページ1。

安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例の条文につきましては、先ほど説明させていただきましたので割愛させていただきます。

それでは、よろしく、御審議、御可決、賜りますようお願い申し上げます。以上です。

（岡田健康福祉課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっております議案第1号は、文教厚生常任委員会に付託することとしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

議案第1号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第6 議案第2号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(辻井弘至) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。辻井住民課長。

(辻井住民課長 登壇)

住民課長(辻井弘至) おはようございます。住民課の辻井です。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第249号)の施行に伴う未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴い、その特例に対応するため当該条例についての所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書、新旧対照表1ページをお願いいたします。

別表1(第3条関係)で、1号認定子ども使用料徴収額の階層区分第2のところですが、第1階層及び第3～8階層を除き、「当該年度(4月から8月までの間にあたっては、前年度)の市町村民税非課税世帯」と現行となっておりますが、改正後につきましては、

市町村民税非課税世帯のその後ろに、「所得割非課税世帯を含む」という文言を付け加えさせていただきます。

続きまして、新旧対照表 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

改正につきまして、1、2 のところでございますが、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例の所得割を課さない者の範囲、また市町村民税を課さない者の範囲の規定を追加させていただきました。それによりまして、現行、1、2 という形になっておりましたが、1、2 を 3、4 と改めさせていただきます。

別表 2 につきましても、6 ページにつきましても、改正後、1、2 を付け加えさせていただきます。現行の 1、2 が 3、4 という形に改めさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 2 号

安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について

安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 12 月 4 日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 次のページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっております議案第2号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議案第2号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第3号「山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） 住民課の辻井です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第3号「山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について」を御説明させていただきます。

本規約の変更につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合に参加している市町村において、規約第3条に規定している共同処理する事務の区分に変更が出たため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表1ページを御覧ください。

第3条の組合の共同処理する事務につきまして、現行、第3条の第2項の表でございすが、現行、可燃ごみに関する事務、不燃ごみ及び粗大ごみに関する事務、資源ごみに関する事務がございました。一番上の可燃ごみに関する事務につきましては、設立当初から10市町村で事務を行うということでございました。改正につきましても、そのままでございます。

中段、2段目でございますが、不燃ごみ及び粗大ごみに関する事務につきましては、現行、天理市、山添村、安堵町、川西町、三宅町、上牧町及び広陵町の1市5町1村の7市町村で行うとなっております。

続いて、現行の資源ごみに関する事務でございます。

当初、天理市、安堵町、川西町、三宅町、上牧町及び広陵町の1市5町の6市町村でございましたが、今回、改正につきましては、資源ごみに関する事務でございますが、当初、山添村さんがその事務の処理に御参加しておられませんでした。今回、その資源ごみの方にも参加したいという、事務の処理に入りたいということでございましたので、改正後につきましては、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみに関する事務、これを一本にさせていただきます。団体としましては、天理市、山添村、安堵町、川西町、三宅町、上牧町及び広陵町の1市5町1村、7市町村で行うものでございます。

それでは、議案書の方、朗読をさせていただきます。

議案第3号

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき山辺・県北西部広域環境衛生組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 次のページ以降は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっております議案第3号は、総務産業建設常任委員会に付託すること
にしたいと考えます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

議案第3号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) なお、本常任委員会の後ですね、議員全員によります勉強会、これは今後の分別
の課題、そしてまた一般ごみの積み替え所、この件につきまして、更に認識を深めてまいり
たいと思いますので、勉強会に切り替えて実施していきたいと思います。

この件につきまして、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい。なお、そういうことでございますので、関係所属長の御出席の方にも、ま
た要請いたしますのでお含みおきください。よろしく願いいたします。

ただいま、10時40分でございますので、10分間休憩、50分に再開を予定したいと
思います。

一旦、休憩いたします。

休 憩 (午前10時40分)

再 開 (午前10時50分)

議長（森田 瞳） 引き続き、再開いたします。

日程第8 議案第4号「平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号「平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について」御説明させていただきます。

補正理由につきましては、一つ目といたしまして、平成30年度新規採用を含む人事異動に伴う人件費の増及び財源更正と、それに伴う下水道特別会計への繰出金を増額補正するものでございます。

二つ目といたしましては、平成32年度の施行の会計年度任用職員制度に伴い、早急に対応が必要の例規整備委託に係る必要経費を増額補正するものでございます。

三つ目といたしましては、平成31年10月から運用が開始される地方税共通納税システムの構築に伴い、平成31年4月からはシステム間での連携テスト期間となるため、対応する安堵町の基幹システムにおいて今年度中に改修することが求められておりますので、係る必要経費を増額補正するものでございます。

四つ目といたしましては、地方選挙の選挙日を平成31年4月7日とする臨時特例に関する法律案が11月9日、閣議決定をされたことによりまして、奈良県知事及び奈良県議会議員選挙事務のため、係る必要経費を増額補正するものでございます。

五つ目といたしましては、障害者地域生活支援事業の給付の増加に伴い、当初予算額を上回るため、係る経費を増額補正するものでございます。

六つ目といたしまして、旧庁舎跡地埋設物撤去整備費、岡崎地区道路整備に伴う必要経費の増額補正でございます。

現在、進めております文化観光館建設予定地旧庁舎跡地におきまして、平地となったコンクリート内部に旧庁舎の基礎部分が埋設されたままとなっていたため、工事に支障となりますので撤去作業が必要となりました。

また、岡崎地区におきましても浸水対策等のための道路高低の調整等を含む道路整備でございます。

また、次に歳入につきましては、地方道路整備事業及び歴史文化・観光ゾーン拠点整備事業として、町債の増額補正と地方債の限度額補正でございます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,337万4,000円を増額し、歳入歳出総額を38億1,190万1,000円とさせていただきます。

それでは、詳細につきましては、補正予算書により御説明をさせていただきます。

補正予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款 議会費、1項 議会費におきまして、人件費として、計8,976千円の増額補正でございます。

2款 総務費、1項 総務管理費におきまして、人件費として、マイナスの19,350千円の減額と平成32年度施行に伴う会計年度再任用制度対応の例規整備委託料としまして、324千円の増額で、計△19,026千円の減額補正でございます。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

2項 徴税费におきまして、地方税共通納税システムの構築に伴う基幹システム改修費として、2,592千円の増額補正でございます。

4項 選挙費、3目 知事・県議会議員選挙費におきまして、ポスター掲示板設置経費として、委託料759千円及び諸経費として需要費548千円、役務費627千円、その他人件費を合わせまして、計3,336千円の増額補正でございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費におきまして、地域生活支援事業費委託料として1,530万円の増額補正でございます。

2項 児童福祉費におきまして、人件費として1,735千円の増額補正でございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

4款 衛生費、2項 清掃費におきまして、人件費として計7,932千円の増額補正でございます。

5款 農林水産業費、1項 農業費におきまして、人件費といたしまして計3,342千円の増額補正でございます。

次のページ、18ページ、19ページをお願いいたします。

町単農道整備事業としまして、32,500千円の増額補正でございます。

この財源といたしましては、地方道路整備事業債を活用し、残り財政調整基金を繰り入れ、繰越金を充てさせていただきます。

7款 土木費、1項 土木管理費におきまして、人件費として計7,530千円の増額補正でございます。

2項 道路橋梁費におきましては、施設整備工事費として19,500千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、地域活性化債を活用し充てさせていただきます。

3項 都市計画費におきましては、人件費として、下水道事業特別会計繰出金として3,427千円の増額補正でございます。

これら財源といたしまして、8ページ、9ページへお戻りください。

歳入でございます。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金におきまして、地域生活支援事業等補助金として751千円の増額補正でございます。

14款 県支出金、2項 県補助金におきまして、地域生活支援事業等補助金として375千円の増額補正でございます。

3項 委託金におきまして、知事・県議会議員選挙委託金として3,336千円の増額補正でございます。

次に、17款 繰越金、1項 繰越金におきまして、繰越金として21,412千円の増額補正でございます。

続いて、10ページ、11ページを御覧ください。

19款 町債、1項 町債におきまして、地方道路等整備事業債として27,000千円の増額補正、地域活性化事業債として17,500千円の増額補正でございます。

最後に、20款 繰入金、1項 基金繰入金におきまして、3,000千円を財政調整基金から繰り入れ、活用する増額補正でございます。

従いまして、4ページまでお戻りください。

第二表 地方債補正でございます。

地方道路整備事業債として起債目的の限度額を81,000千円から補正後、108,000千円に、次の歴史文化・観光ゾーン拠点整備事業として起債目的の限度額を150,600千円から補正後、168,100千円にそれぞれ変更いたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第4号

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を、別紙のとおり提出する。

平成30年12月4日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第4号

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73,374千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,811,901千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成30年12月4日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額90,339千円、補正額751千円、計91,090千円。

14款 県支出金、2項 県補助金、補正前の額43,542千円、補正額375千円、計43,917千円。

17款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額152,039千円、補正額21,412千円、計173,451千円。

19款 町債、1項 町債、補正前の額508,217千円、補正額44,500千円、計552,717千円。

20款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額367,370千円、補正額3,000千円、計370,370千円。

歳入合計、補正前の額3,738,527千円、補正額73,374千円、計3,811,901千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出の部。

1款 議会費、1項 議会費、補正前の額68,687千円、補正額8,976千円、計77,663千円。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額494,310千円、補正額△19,026千円、計475,284千円。

2項 徴税費、補正前の額63,812千円、補正額2,592千円、計66,404千円。

4項 選挙費、補正前の額6,739千円、補正額3,336千円、計10,075千円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額590,883千円、補正額1,530千円、計592,413千円。

2項 児童福祉費、補正前の額294,271千円、補正額1,735千円、計296,006千円。

4款 衛生費、1項 清掃費、補正前の額259,106千円、補正額7,932千円、計267,038千円。

5款 農林水産業費、1項 農業費、補正前の額169,118千円、補正額35,842千円、計204,960千円。

7款 土木費、1項 土木管理費、補正前の額261,452千円、補正額7,530千円、計268,982千円。

2項 道路橋梁費、補正前の額252,895千円、補正額19,500千円、計272,395千円。

3項 都市計画費、補正前の額189,315千円、補正額3,427千円、計192,742千円。

歳出合計、補正前の額3,738,527千円、補正額73,374千円、計3,811,901千円。

次のページ以降の第二表 地方債補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。以上でございます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしく願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第5号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について」を議題といたします。

本案につきまして、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。石橋上下水道課長。

（石橋上下水道課長 登壇）

上下水道課長（石橋史生） 改めまして、おはようございます。上下水道課 石橋でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について」を御説明させていただきます。

本補正につきましては、人件費の増により、給料、職員手当及び退職手当組合負担金について増額するもので、併せてその財源となる一般会計繰入金についても増額補正するものでございます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の9ページ、10ページをお願いいたします。歳出の部。

1款 下水道事業費、1項 下水道費におきまして、退職手当組合負担金として400千円を。

同款、2項 下水道建設費におきまして、給料、職員手当、共済費として3,027千円を増額補正するものでございます。

この財源といたしまして、ページを戻っていただいて7ページ、8ページをお願いいたします。歳入の部。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金におきまして、3,427千円を増額補正するものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第5号

平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）を、別紙のとおり提出する。

平成30年12月4日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第5号

平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）

平成30年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323,227千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額162,159千円、補正額3,427千円、計165,586千円。

歳入合計、補正前の額319,800千円、補正額3,427千円、計323,227千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出。

1款 下水道事業費、1項 下水道費、補正前の額45,390千円、補正額400千円、計45,790千円。

同款、2項 下水道建設費、補正前の額104,242千円、補正額3,027千円、計107,269千円。

歳出合計、補正前の額319,800千円、補正額3,427千円、計323,227千円。

次ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしく願いいたします。

(石橋上下水道課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これにより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は12月5日、午前10時開会で、一般質問を予定しております。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会

午前11時15分
